

令和5年11月22日

宮城県知事

村井嘉浩 殿

(担当課：原子力安全対策課 御中)

石巻市長

齋藤正美 殿

(担当課：総務部 危機対策課 御中)

女川原発訴訟一審原告代表 原 伸 雄



質 問 書

私は東北電力株式会社を相手とする女川原子力発電所2号機再稼働差止請求訴訟一審原告の代表です。

本年5月24日の一審判決は、「本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険が認められる」ことの主張・立証がなされない限り、避難計画の実効性を判断しないという門前払いの敗訴判決でした。

しかるに控訴審は、本年10月2日の第1回期日において、別紙Ⅰの判断を示し、避難計画の実効性の判断に踏み込み、女川地域防災協議会の「確認」に看過しがたい過誤や欠落があるか否かを判断対象にすることを明らかにしました。

女川地域防災協議会と作業部会の開催時期と課題は別紙Ⅱのとおりです。別紙Ⅱを見ていただければお分かりのように、避難計画を含む「女川地域の緊急時対応」が「具体的・合理的」と確認した令和2年3月25日の協議会以前に、一審原告らは「女川原発の避難計画を考える会」の名において、宮城県と石巻市に対して4回の質問をし、4回の回答をもらっています。「検査場所の開設条件、その能力、稼働継続日数」及び「バスの確保と配備」だけでも別紙Ⅲの質問を繰り返し行いま

した。

控訴審の判断対象との関連においてお尋ねしたいのは、

- ① 別紙Ⅲの「検査場所の開設条件、その能力、稼働継続日数」の1～25及び「バスの確保と配備」の1～25を作業部会のテーマにしたのかどうか。テーマにしたとすれば、どの作業部会で前者の1～25、後者の1～25のどれをどのようにテーマにしたのか、そして、どのような結論に達したのか（議事録等の裏付け資料）。
- ② 上記①でテーマにしたもの以外を作業部会のテーマにしなかったとすれば、その理由は何か。

の2点です。この2点について、本年12月22日までに、下記一審原告団の事務局までご回答くださいますようお願い致します。

【連絡先（事務局）】

〒986-0832 宮城県石巻市泉町4丁目1番20号

庄司・松浦法律事務所

弁護士 松浦 健太郎

電話番号 0225-96-5131 FAX 番号 0225-94-0474

【 別 紙 】

令和5年(ネ)第206号 女川原子力発電所運転差止請求控訴事件

第1回口頭弁論期日後の進行協議期日における確認事項(メモ)

仙台高等裁判所第3民事部

令和5年10月3日

- 1 控訴人らにおいて、次の観点から主張を整理した準備書面を本年12月4日までに提出する。
 - (1) 原子力災害対策指針に照らし、本件避難計画がどのような点において具体性ないし合理性を欠くことが明らかで、これを確認ないし了承した女川地域防災協議会ないし原子力防災会議の判断に看過し難い過誤や欠落があるといえるのか。
 - (2) それによって人格権侵害の具体的危険性が認められるのはどの範囲の地域住民なのか。
 - (3) 控訴人らの居住地が本件防災計画にいうPAZ、UPZ、準UPZのどれに当たるのか。
- 2 控訴人らにおいて、本件避難計画を確認した第2回女川地域防災協議会の議事要旨、これを了承した第10回原子力防災会議の議事要旨と併せ、原審で未提出の女川地域防災協議会作業部会の議事概要(第21回分まで提出済みと思われるが、改めて確認されたい。)ないし資料のうち必要と認めるものを書証として前同日までに提出する。
- 3 被控訴人において、本件避難計画の概要版を本日から遅くとも1か月内に書証として提出する。

女川地域原子力防災協議会（A）の議事要旨
女川地域原子力防災協議会作業部会（B）の議事概要

No.	開催日	被控訴人の出席の有無	議題	【号証】	
				復命書 報告書等	議事要旨 議事概要
〔B〕第1回	平成27年5月15日	×	・地域防災の充実にに向けた取り組み ・関係市町における広域避難計画作成状況 ・広域避難計画作成上の課題		甲B16の5の19
〔B〕第2回	平成28年4月28日	出席	「女川地域の緊急時対応」作成に向けた今後の進め方		甲B16の5の20
〔B〕第3回	平成28年7月6日	出席	計画充実にに向けた今後の進め方		甲B16の5の21
〔B〕第4回	平成29年2月10日	出席	・作業部会における検討課題の検討状況 ・女川地域における避難計画充実にに向けた課題		甲B16の5の1
〔B〕第5回	平成29年4月26日	出席	・作業部会における検討課題の検討状況 ・今後の進め方		甲B16の5の2
〔B〕第6回	平成29年6月9日	出席	・離島・半島部（PAZ、準PAZ）の防護対策の方針の検討 ・検討課題の進捗状況の確認		甲B16の5の3
〔B〕第7回	平成29年11月8日	出席	女川地域の計画充実にに向けた検討状況		甲B16の5の4
〔B〕第8回	平成29年12月25日	出席	女川地域の計画充実にに向けた検討状況		甲B16の5の5
〔B〕第9回	平成30年2月14日	出席	女川地域の計画充実にに向けた検討状況		甲B16の5の6
〔B〕第10回	平成30年3月19日	出席	女川地域の計画充実にに向けた検討状況 ア 平成29年度の検討状況の確認 イ 今後の検討事項の確認	甲B15の3の1 ～同3の2	甲B16の5の7
〔B〕第11回	平成30年4月26日	出席	・女川地域の計画充実にに向けた検討状況 ・宮城県とバス協会との調整状況 ・避難退域時検査場所の検討状況 ・女川地域作業部会の今後の進め方	甲B15の4の1 ～同4の5	甲B16の5の8
〔B〕第12回	平成30年5月25日	出席	各課題の対応策・解決策の検討・確認		甲B16の5の9
〔B〕第13回	平成30年9月5日	出席	・宮城県と関係団体との調整状況 ・避難経路の確定状況		甲B16の5の10
第一次質問	平成30年12月4日		(甲B7の1の1)		
〔B〕第14回	平成30年12月21日	出席	・UPZの避難経路及び避難退域時検査場所候補地(案) ・平成30年度原子力防災訓練 ・女川地域における原子力防災		甲B16の5の11
第一次質問に対する回答	平成31年2月8日		(甲B7の1の2)		
第二次質問	平成31年2月19日		(甲B7の2の1)		

No.	開催日	被控訴人の出席の有無	議題	【号証】	
				復命書報告書等	議事要旨 議事概要
〔B〕第15回	令和1年5月8日	出席	・女川地域の計画充実にに向けた主な確認事項 ・平成30年度宮城県原子力防災訓練の実施結果		甲B16の5の12
第二次質問に対する回答	令和1年5月10日		(甲B7の2の2)		
〔B〕第16回	令和1年6月13日	出席	女川地域の計画充実にに向けた宮城県の検討状況		甲B16の5の13
第三次質問	令和1年6月18日		(甲B7の3の1)		
〔B〕第17回	令和1年8月8日	出席	P A Z内の施設敷地緊急事態における対応		甲B16の5の14
第三次質問に対する回答	令和1年8月9日		(甲B7の3の2)		
〔B〕第18回	令和1年8月29日	出席	P A Z内の全面緊急事態における対応		甲B16の5の15
〔B〕第19回	令和1年9月19日	出席	準P A Z内（牡鹿半島）における対応		甲B16の5の16
第四次質問	令和1年9月27日		(甲B7の4の1)		
〔B〕第20回	令和1年10月24日	出席	準P A Z内（離島）における対応	甲B16の2	甲B16の5の17
〔B〕第21回	令和1年11月19日	出席	U P Z内における対応	甲B15の5の1 ～同5の3	甲B16の5の18
第四次質問に対する回答	令和1年12月13日		(甲B7の4の2)		
〔B〕第22回	令和2年1月9日	出席	女川地域の緊急時対応の作成	甲B16の1	甲B16の5の22
〔B〕第23回	令和2年2月18日	出席	「女川地域の緊急時対応」の作成		甲B16の5の23
〔B〕第24回	令和2年3月23日	出席	・「女川地域の緊急時対応」 ・女川地域原子力防災協議会（第1回）の開催		甲B16の5の24
〔A〕第1回	令和2年3月25日	出席	「女川地域の緊急時対応」が「具体的・合理的」とありと確認		甲B16の10
〔B〕第25回	令和2年6月5日	出席	「女川地域の緊急時対応」の改定		甲B16の5の25
〔B〕第26回	令和2年6月16日	出席	・「女川地域の緊急時対応」の改定 ・女川地域原子力防災協議会（第2回）の開催		甲B16の5の26
〔A〕第2回	令和2年6月17日	出席	「女川地域の緊急時対応」の改訂		甲B16の5の33
〔B〕第27回	令和3年7月7日	出席	・避難退域時検査等場所候補地の追加 ・令和2年度原子力防災訓練の結果 ・災害対策基本法の改正に係る個別避難計画作成		甲B16の5の27
〔B〕第28回	令和4年1月25日	出席	・令和3年度原子力総合防災訓練 ・宮城県地域防災計画の修正		甲B16の5の28
〔B〕第29回	令和4年8月30日	出席	・令和3年度原子力総合防災訓練実施成果 ・避難退域時検査等場所候補地の追加		甲B16の5の29

No.	開催日	被控訴人の出席の有無	議題	【号証】	
				復命書 報告書等	議事要旨 議事概要
〔B〕第30回	令和5年6月30日	出席	令和4年度宮城県原子力防災訓練実施結果		甲B16の5の30
〔B〕第31回	令和5年8月8日	出席	女川地域の緊急時対応の改定		甲B16の5の31
〔B〕第32回	令和5年9月6日	×	女川地域の緊急時対応の改定		甲B16の5の32

	検査場所の開設条件・その能力・稼働継続日数	バスの確保と配備
第1次質問 (甲B7の1の1)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 車両一台あたりの入口から出口までの平均必要時間(2の④) 2. 検査を必要とするUPZの車両の台数(16万台か)(2の⑤) 3. 鷹来の森運動公園で検査を受ける車両の台数(2の⑥) 4. 鷹来の森運動公園で検査を受ける全ての車両の検査が終了する日数(2の⑦) 5. 鷹来の森運動公園の必要要員数(2の⑧) 6. 要員が避難者より早く検査場所に到着できる保証はあるか(2の⑨) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. バスで輸送しなければならない石巻市内の避難者の数。輸送に必要とするバスの台数(7の①) 2. 県がバス協会に要請すれば、バス協会所属の事業者は応ずるのか。応ずると判断する根拠は何か。応じない、事前に調査するのか(7の②) 3. 仮に事業者が要請に応ずるとしても、運転手の同意が得られる保証はないのではないか(7の③) 4. バスによるピストン輸送を想定しているのか(7の④) 5. バスを配備(どのバスがどの一時集合場所に行くのか)するのは誰か。どのようなルートで運転手に伝達するのか(7の⑤) 6. 市の職員のうち、誰がバスの添乗するのか(7の⑦)

	検査場所の開設条件・その能力・稼働継続日数	バスの確保と配備
第 2 次 質 問 （ 甲 B 7 の 2 の 1 ）	7. 避難する車両の数（3の④の口） 8. 検査に要する車両1台あたりの平均必要時間（3の④のハ） 9. 原子力防災訓練での車両1台あたりの平均必要時間（3の⑤） 10. UPZ内の検査が必要な車両の台数（3の⑥） 11. 鷹来の森運動公園で検査を受ける車両の台数（3の⑦） 12. 鷹来の森運動公園で検査を受ける車両の検査が終了する日数（3の⑧） 13. 鷹来の森運動公園での必要要員数（3の⑨） 14. 要員は避難者より早く検査場所に到着できるのか（3の⑩）	7. 協会からどこまで（何台）協力してもらえるか、県において協会に確認したことがあるか（8の②のハ） 8. 運転手の同意を取り付けているか。協会において事業者を確認しているのか。その点を県が事業者を確認したのか（8の②のニ） 9. 県のどの部署の誰が協会の誰にバスを要請するのか（夜間休日の体制）（8の②のヘ） 10. 県から協会に要請があった場合、協会の誰が事業者に要請するのか（8の②のト） 11. バスの出発から会社に戻るまでの時間（運転手の拘束時間）を決めないで要請するのか。それが不明であれば、運転手からの同意の取付は困難ではないか（8の②のリ） 12. 協会の会員に貸与する「防護服」「線量計」は現在どこに保管されているのか。事業者はその場所に取りに行くことになるのか（8の②のヌ） 13. 確保したバスの集約者は誰か。どの一時集合場所に派遣するかを決めるのは誰か（8の③のイ） 14. 一時集合場所でバスを待つ住民の人数。その搬送に必要とするバスの台数（8の③のロ） 15. 食料の欠乏、トイレへの対応困難、燃料の不足、体調の不良等で、バスの路上待機可能時間を超えた場合、どうするのか（添乗職員の判断でなし得ることがあるのか）（8の⑤） 16. 誰がバスに添乗するのかが決まるのはいつ頃か。家族の避難、被ばくの危険性の点で同意の取り付けは困難ではないか（8の⑥） 17. バスに添乗する職員に「防護服」「線量計」は貸与されるのか（8の⑦）

	検査場所の開設条件・その能力・稼働継続日数	バスの確保と配備
<p>第 3 次 質 問 （ 甲 B 7 の 3 の 1 ）</p>	<p>18. 実際に使用する検査場所は誰がどの段階で何を基準に選定するのか。オフサイトセンターはその選定に関与するのかどうか。関与するとすれば、どのように関与するのか</p> <p>19. 鷹来の森運動公園を含む各避難退域時検査場所における必要人員と物資が明らかになる時期。3交替、24時間の稼働を予定しているのか（3の②）</p> <p>20. 事故時に要員の招集が可能かどうか分かる時期。オフサイトセンターは招集に関与するのか。どのように関与するのか（3の③）</p> <p>21. 検査に必要な資材の保管場所。誰が運搬するのか。事故発生後の交通渋滞で稼働開始が大幅に遅れる（「数日後」でも開始できない）こともあり得るのではないかと（3の④）</p> <p>22. 「数日間」で検査を終了させることはできないのではないかと（3の⑤）</p> <p>23. 各避難退域時検査所毎の車両1台あたりの平均所要時間がわかる時期（3の⑧）</p>	<p>18. 運転手の拘束時間を超えるのではないかと（6の③）</p> <p>19. 必要なバスの台数（座席数）が明らかになる時期（8の①）</p> <p>20. （バスの確保を事業者に要請するのは協会と回答しているが）協会には「県の災害対策本部が各事業者に直接要請する」と説明しているのではないかと（協会は手伝いを派遣すれば足りる立場ではないかと）（甲B7の3の1の資料17～19）（8の②）</p> <p>21. （バスの配備も協会が行うと回答しているが）協会に対しては「いざという時、バスの手配を現場で実施するのは県の災害対策本部」と説明しているのではないかと（8の③）</p> <p>22. 「協会が提供可能なバスの台数」「バスの費用負担」「貸与物品の取り扱い」「バスに対する食料の供給方法」「一時集合場所の参集要員（添乗する市職員）」等が明らかになる時期（8の⑤）</p>

	検査場所の開設条件・その能力・稼働継続日数	バスの確保と配備
第 4 次 質 問 （ 甲 B 7 の 4 の 1 ）	<p>24. 検査所が予定通り稼働できるかどうか不明（検査所の要員を事故時に招集できるのかも不明。検査所に向かう避難者の渋滞に巻き込まれれば、要員を招集できない事態も予想される。検査の資材を（検査所に常置せず）事故発生後に保管場所から運搬する場合、交通渋滞で運搬が遅れ、稼働が数日後よりさらに遅れることも予想される）（検査所の体制、要員の招集の可否、稼働開始可能時期が明らかになっておらず、県がこれを解決できるかどうか不明）（2の①のイ）</p> <p>25. 各検査所毎の検査に要する車両一台あたりの平均所要時間が不明（県が実際の避難に近い訓練を通じて自ら明らかにするべきである）（2の①のロ）</p>	<p>23. 緊急輸送に必要なバスのトータル台数（座数）が不明（バスによる輸送については基本的なデータの収集すらできていないのが現状）（2の③のイ）</p> <p>24. バスの確保が不明（協会から提供してもらえるバスの台数が不明。不足するバスの台数も不明）（2の③のロ）</p> <p>25. バスの添乗員（市の職員）の確保が不明（2の③のハ）</p>